

「富士見市総合計画第5次基本構想・前期基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成22年11月5日

政 策 財 務 課

富士見市は「富士見市総合計画第5次基本構想・前期基本計画（案）」に対する意見の募集を、平成22年9月8日から平成22年10月8日まで行いました。
その結果、33件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成22年9月8日～平成22年10月8日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ 市内公共施設
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
1	9	2	1	2	将来都市像	“地域が主役”“人と人の…”という点から下記の通り意見を伝えさせていただきます。 市民によるさまざまな取組みにおいて、一部の人が知らないものが多いと思う。その結果、それらの取組みが全然市政に活かされていないと思うので、進め方など根本的に見直した方がいいと思う。(例 自治シンポジウム、福祉フォーラムetc)	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で具体的な取組みを検討して参ります。	基本構想策定に先駆けて行った市民意識調査では、情報不足に関連する回答が目立っておりました。個別の事業を行うにあたっては、161ページ(4)「情報提供の充実」の主要事業で示した「情報共有の推進」により、幅広く情報をお知らせできるよう具体的な取組みを検討して参ります。
2	35～174	3	-	-	第3部 基本計画【全般】	第4次基本構想での主な取組みは列記されておりますが、基本計画・実施計画での達成状況が見えておりません。また市民にわかりやすい情報提供はなされておらず、よりわかりやすくすることが、市民参加を促すことに繋がります。市民、市会議員に意見を投げかける、チェック機能そのものを提示することがまちづくりには必要不可欠です。今までは知らないうちにまち(道路・用水路・郵便ポストの設置場所?・緑地・湧水・公園計画と管理・下水等)の変化が在り、理由が不明です。これらは生活と深く結びついています。すなわち、そこに住んでいる市民の声はまちづくりには基本です。また評価はどこで行われているのか不明です。評価あつての計画です。評価はどの施策にも連動していることはいうまでもありません。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で更に充実して参ります。	第4次までの達成状況については、計画書上示してはおりませんが、今回掲載している施策は、これまでの達成状況等を踏まえ、多くの市民の皆様の手を借りてつくり上げてきたものです。その過程では、地域で懇談会や説明会等を開催して参りました。計画の推進にあたりましては、市民の皆様のご意見を伺い、また一緒に考えながら進めて参りたいと思います。 また、現在、事務事業評価を行っておりますので、その結果をホームページなどでも公表して参ります。
3	36 74	3	1 2	1 5	子育て支援の充実 障がい者福祉の充実	先日は、第5次富士見市基本構想(案)の地域説明会に参加させていただきありがとうございました。第5次基本構想前期基本計画(案)について(概要)では、具体的にわかりやすく、より身近なことから受け止められ、考える機会となりました。説明会のときに、障がい児福祉の充実について、それから発達に気になる子ども、障がいの傾向のある子どもが増えている社会の中で、保育所・幼稚園・学校のクラス運営が困難になっている現状があるのではないかと、そのために保育の質・教育の質も考えていく必要があるのではないかと意見させていただきました。これに対して、富士見市でも支援を必要とする子どもは増えているということ、特別支援学校・特別支援学級・教育相談研究室の各々の現状を教えてくださいました。では就学前の発達が気になる子どもへの対応はどうなっているのかと思いました。保育所・幼稚園での実態を把握する必要があるのではないかと、また職員への発達障がいの知識の普及と共に、専門機関との連携を強化していくことも考えていかなくてはならないのではないかと、思います。具体的には、療育施設の充実や、巡回相談員の対象を就学前の子どもまで広げることで、長い目で見ながら支援していけるという方法も考えられます。子どもを育てる中で、保育・教育の質も考えた第5次基本構想にしたいです。よろしくお願致します。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で更に取り組んで参ります。	ご意見の内容は、第1章第1節「子育て支援の充実」、第2章第5節「障がい者福祉の充実」の中で、「児童相談の充実」や「療育体制の充実」の取組みを位置付け、障がいや発達に遅れのある就学前の子どもへの各種健診等の機会を通じての発見、早期療育や親子指導、個別・集団指導などの実施のほか、相談機能の充実を図り、適切な対応を進めています。 また、保護者も含め職員の発達障がいの知識の普及、専門機関との連携強化については、計画推進の中で更に取り組んで参ります。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
4	39	3	1	1	(4)保育環境の充実(子育て支援課)	保育所の充実をはかり、保育所を設立することには意見するところはない。ただし、保育所設立により設立後数十年にわたり、子供の騒ぎ声が続くため隣接する住民への被害は多大であり、またそれが地価下落にも影響するため個人の財産を侵害する。保育所の設立においては隣接する住民の書面による同意を義務づけることを、基本計画のなかで明記すべきである。世論が子育てを重視しているため保育園の増築を望んでいても、それがたとえ一部の近隣市民だけの問題であっても、平穏な生活を脅かすことに勝つてよいはずはない。	原文のとおりとしますが、近隣住民の方には配慮して参ります。	保育所整備にあたっては、建設予定地周辺の皆様に対して説明会を開き、ご理解を頂きながら、事業を進めています。また、整備にあたっては、道路整備など地域住民の利便性が向上するよう検討していきます。開設後の運営についても、地域の子育て支援拠点として周辺の皆様のご理解を得られるよう十分配慮していきます。
5	42	3	1	2	子どもの教育の充実	学校教育においては、教科書が携帯情報端末で提供される可能性を視野に入れ、デジタル副教材、効果的な指導方法等の研究開発を進める。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。	48ページ(7)「教職員の資質向上」、50ページ(12)「学校施設・備品の充実」の中で、進展する情報教材、指導方法等の対応を検討して参ります。
6	42	3	1	2	子どもの教育の充実	第1章 子どもの教育の充実 心の教育の内容が貧弱すぎる。心は言われて入ることも否定しないが、体験や自らの読書等で身につくのではないかと考える。指標の中に学校ファームとあるだけで事業計画の中に体験活動の詳細がなく、教育の充実とは何か見えてこない。計画として自然体験と環境教育・ボランティア体験・職業体験・学校ファームから食育・図書の充実(市民からの提供及びリサイクル)・ボランティア体験及びボランティアの受け入れ等学校を飛び出し視野を高めていくことは大切な一歩です。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	ご意見の趣旨は、46ページ(3)「心の教育の充実」の主要事業「体験活動の充実」に盛り込まれています。また、掲載した「体験活動の充実」はあくまで主要な取組みのひとつであり、「心の教育」は、全ての教育活動を通して充実していくものと認識しております。今後、教育行政を推進していく中で取り組んで参ります。
7	52 82	3	1 3	3 1	青少年の健全育成支援 人権の尊重	青少年・女性の参画の場を多くする ・子どもフェスティバルや成人式などは若者中心で企画運営をする。 ・女性の比率40%などは意識して委嘱すればすぐにできると思う。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	ご意見の趣旨は、53ページ(2)「青少年の自主的な活動に対する支援」、84ページ(4)「政策決定過程」における男女共同参画の推進の中で盛り込んでいます。具体的な取組みは計画推進の中で検討して参ります。また、審議会等委員の女性委員比率は、40%を目標に取り組みで参ります。
8	62	3	2	2	地域医療体制の充実	医療について、現状を楽観視しすぎていないか？ 身边では、開業医の閉院・廃業による減少が目立つ。大病院の状況に安堵し、市民にとって身近な医院等への施策に具体性が窺えない。再検討を提起する。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	62ページ、2「現状と課題」のとおり、地域医療に対しては、「医療施設の情報不足」が市民の大きな不満理由となっています。また、初期・第2次・第3次の救急医療体制、病院整備などは、県で定める圏域等の制約があり、富士見市としてできることが限定されています。こうした状況を踏まえ、63ページ(1)「医療機関との連携」(2)「救急医療体制の充実」の取組みを掲げ、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供するなど、市独自で取り組める施策を進めて参りたいと考えています。
9	83 84	3	3	1	(2)男女共同参画社会を進める意識づくり(協働推進課) (3)男女共同参画社会を進める環境づくり(協働推進課)	「大柱 人権の尊重」の中に(2)「男女共同参画社会を進める意識づくり」(3)「男女共同参画社会を進める環境づくり」として、男女共同参画推進の一部分を入れるのではなく、第6章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」の柱のところに移動させ、独立して「男女共同参画の推進」を入れてください。人権の尊重の施策の一部として、男女共同参画の推進を捉えないでください。 理由：男女共同参画は人権の問題ではありません。あらゆる分野に男女が参画することです。参画するということは自分で考え行動に移すことです。つまり、富士見市男女共同参画推進条例に、市と市民、教育に係わる者、事業者の責務と書かれているように、まちづくりにおいても立案や政策の意思決定過程や決定に市と市民が協働で行うことが男女共同参画の基本理念であるからです。決して市だけで進められることではないのです。また、基本構想の柱にあるように、未来の子供を生み育てやすいまちづくりを富士見市が本当に望むなら、男女共同参画を推進しなければならぬのではないのでしょうか。男女共同参画の本気度が問われると思います。	原文のとおりとしますが、計画推進の中で、ご意見の趣旨を生かし取り組んで参ります。	男女共同参画社会の形成は、男女共同参画社会基本法において「男女の人権を尊重して行う」と謳われていることから、「人権の尊重」に関わる施策として位置付けをしてあります。 ご意見のとおり、男女共同参画の取組みは、市民協働により行うことが基本になりますが、本計画では、第6章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」は、第1章から第5章で掲げた施策を支える章であり、個別具体的な施策は、それぞれの章に位置付けをしています。
10	84	3	3	1	(4)政策決定過程における男女共同参画の推進(協働推進課)	「大柱 人権の尊重」の(4)「政策決定過程における男女共同参画の推進」の文章の中で「政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。」と書かれている部分は、下記のとおり変更し、第6章の柱の男女共同参画の推進に移動願います。 「政策立案や意思決定過程に女性の参画を進めるために、引き続き市の各種審議会等の委員の比率を一方の性が6割を超えない範囲とし、女性委員の比率の40%をめざします。」 理由：政策決定だけに女性が参画するのではなく、政策の立案及び意思決定過程にもポジティブアクションとして女性の参画を進めなければならないからです。男女共同参画2010年プランに明記されているように市と市民が協働で推進するためにも、一方の性に偏らないことが大事だからです。	原文のとおりとしますが、計画推進の中で、ご意見の趣旨を生かし取り組んで参ります。	政策の立案及び意思決定過程への女性の参画については、富士見市ではこれまでも取り組んで参りました。引き続き、男女共同参画を推進して参ります。ご意見の「政策の立案」については、基本計画上「政策決定など様々な意思決定過程」という表現の中に含んでいます。 また、基本計画は個別の専門計画を包括するものです。ご意見の後段部分「…委員の比率を一方の性が6割を超えない範囲とし、女性委員の比率の40%をめざします。」については、「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」で、具体的な取組み内容として示しており、今後も政策・立案などの意思決定機関への積極的な女性の登用を進めて参ります。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
11	88	3	3	2	生涯にわたる学習・教育環境の充実	第3章 公民館・交流センターについては、貸館機能しかないのではないかと思う。生涯学習は個人の価値観に左右されることもあり、公民館、交流センターの関わりが果たして必要か、公民館、交流センター利用者は特定され、恩恵について公共サービスとしての機能は見えない。市役所の広報課(広報記載)も然りである。市民活動の機会を作るためには情報が欠かせない。そのための記載として、活動している団体のみ。これから始めようとしている場合は手がかりさえつかめないので現状である。このようなことでの公共サービスは公共と言えない。特定の団体、特定の人に税金の投入は如何なものか。生涯学習の意味さえ問われる。精査必要。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	ご意見については、87ページ(2)「多様な学習・教育機会の充実」、88ページ(3)「情報収集・提供、相談機能の充実」、(4)「生涯学習関連施設の整備・連携」の各施策を推進していく中で、幅広く市民の学習意欲などに応えられるよう取り組んで参ります。
12	90	3	3	3	市民文化の創造	市民文化会館きらりのハードルが高すぎる。文化庁が支援するでなく、市民が支援するというのが先決である。市民の利用あつての文化であつて、市民も足を運ばない、運べないでは税金の無駄遣いである。利用者は特定、活動日は年間数日で利用してない日が多く、柔軟な活動について精査要す。足の確保も大事。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で更に取り組んで参ります。	市民文化会館キラリふじみは、開館以来、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働により取り組んで参りました。引き続き、市民とともに文化芸術活動に取り組んで参ります。また、大規模なイベント開催時など来館者の利便を確保のため、市内循環バス以外に臨時的送迎バスを運行し、利用者の利便性向上に努めております。
13	100	3	4	1	農業の振興	第4章 現状と課題の認識が甘い。農業以外の誘致も出来ず、これから先も企業誘致について短期的に難しいと考えるのが一般的と考える。農業は市の施策として重要な位置を占めるが、市として何も手をつけず、誰かがやるだろうとの思いがまちづくりにあり、後継者不足や休耕地が実態である。市民農園整備促進法・農地法・農地の相続税猶予制度等改正されているが個人の責任としてきたのが問題である。問題解決に当たります市が積極的に行動することである。それには国・県の制度を活用することも必要。県で調べてみるといういろいろある。市が声を出さないと前には進まない。 例)・休耕地の活用の取り組み 市が休耕地を借り上げて市民に貸し出す・市民農園、体験型農園等 企業誘致・・・農業にメーカー参入及び雇用 農業生産グループ(生産・販売・出荷・学校給食残飯や公園の落ち葉で堆肥・レストラン・雇用・ネットワークで循環型社会作り) 都市と農業の交流・直売所マップ、農家との交流・特産品掘り出し(何でもありでOK) 施設をアンテナショップに・・・どこでもOK、柔軟性大事 教育ファーム・・・農業体験から食育 (参考)農林水産省・・・担い手への支援 全国農協観光協会・・・都市と農村の交流事業 埼玉県・埼玉耕作放棄地対策協議会	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	現在、富士見市では、地産地消推進計画の策定(H22年度)や市民農園などの取組みを行っております。ご意見の趣旨は、101ページ(1)「農業基盤・農業環境の整備」、102ページ(2)「農業の担い手育成支援」、(3)「地産地消の推進」、103ページ(4)「農業交流の推進」の中に盛り込んでいます。頂いたご意見を踏まえ、農業振興を進めて参ります。
14	110 158	3	4 6	4 1	地域活性化の推進 市民自治の推進	私達ハッピーの会は、平成15年9月に市の政策推進室が「地域通貨」理解のための講座開設をするに当り、講座への参加を勧誘され受講した仲間の有志で結成されました。その後の市の方針転換により、私達は独自に「地域通貨の仕組み作り」に取り組むことになりました。私達はせっかく学んで得た地域通貨の知識を生かし、なんとか富士見市にも普及させたいとの思いから現在まで会の継続に努力をしてきた。此度「第5次富士見市基本構想・前期基本計画(案)」についてのパブリックコメントで私達ハッピーの会が今迄かかわってきた「地域通貨」が、基本計画の様々な企画推進をしていくなかでこの「地域通貨の流通の仕組み」を生かすことで地域に活気を促し、誰もが安心して幸せに暮らせるまち作りに必ず役立つシステムであると考えている。 私達は基本的に、行政へのサービス要求型の市民から脱却し、自らが行動する市民を目指している立場から「地域通貨」の流通普及の効果を考えてみたい。「地域通貨」は、自分達の地域に発生する様々な課題に対し、直接自分達の地域社会で対応するという役割を負っている。加えてこの役割をバックアップする仕組みがあればよりスムーズに課題の達成が可能になる。従ってこれら課題解決の上で大切なことは、行政、企業、有識者、支援者など支援に係わる関係者自身が、一般の市民感覚、生活者感覚で、プレずに当事者意識を持って、どれだけ信念を持った活動を継続させられるかが問われる所でもあります。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で研究して参ります。	今回の基本構想では、地域を見つめ直し、地域に活気を取り戻すことや、地域で支え合うことを重要なテーマのひとつとしています。このため、市内の産業や自然など様々な地域の資源の活用や、市民のまちづくり活動の支援などを具体的な計画としています。主な取組みとしては、基本計画の111から113ページ、159・160ページに主要事業として示しております。 ご意見の地域通貨も市民参加で行う地域活性化策のひとつと考えられますので、広く市民の皆様のご意見を伺いながら研究して参ります。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
14						<p>一方この通貨は、単なる経済的媒体としてだけでなく地域の人々相互のコミュニケーションメディアでもあり、地域の人々が元気で、ぬくもりのある関係を構築するためのツールであるということも出来るのです。従ってこの通貨はためこむのではなく、どんどん使われる所から地域の活性化が促進されるという性質を持っています。</p> <p>私達は、この通貨の特性を生かした広く流通させる仕組みの構築により、ボランティア活動を通じて地域の人々の支え合い、助け合いを持続させながら先ず「自助」の努力をし、不足分は「共助」で、それでも足りない時は「公的制度」でしっかり支えてもらうということが基本であろうと考えている。地域のことはその地域の支え合いで、行政の様々な施策の谷間をきめ細かに、かつ迅速に解決出来るよう埋めて行く努力をする必要があると思います。</p> <p>以前、朝日新聞紙上で、埼玉県知事の談話として県内の地域支え合いの仕組みの例として、「県では07年に始まり、秩父市、三郷市、深谷市に続き、3年以内には30市町村に拡大する予定である。そのため県としてはアドバイザーの派遣や運営費に対する県単独補助などの支援をする考えであり、この埼玉での試みがモデルとなり、各地で“支援支え合い”が広がることを期待し、特に我国に根付いてきた共助の会の再構築こそが超高齢化社会における安心確保と活動維持のための妙薬と考える」と語っている記事が紹介されていた。</p>		
14						<p>各地の地域通貨ボランティア団体が活動するのに課題となっているのは、何と言っても“資金”と“人材確保”である。ここに行政からの支援や助成のあり方が、この問題解決のキーポイントとなるという意味でも、この埼玉県知事の談話は、私達にとって今後の活動への大きな支えであると感じている。</p> <p>また、「地域通貨」については、全国的な例で見ると、失敗例ではその地域の行政や自治体が手を引き、成功例では積極的であったということのようです。市では、発足当時の「地域通貨」普及の積極的な取り組みをしたという実績があり、此度の「第5次基本構想・前期基本計画」実施にあたり、再びこの「地域通貨」の利点を生かし、取り入れることに積極的であることを期待したい。</p> <p>勿論「地域通貨」を発行すれば即活性化するという単純な話でないことは言うまでもない。活動の目的を明確にして、ボランティア活動に熱心で社会貢献に取り組む人達を横につなげ、応援していく力、そこから育まれるエネルギーこそ、まち起しや地域の活性化を促進させる原動力になると考えている。</p> <p>市の此度の第5次基本構想・前期基本計画の中で述べられている「多様化する地域課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めることが必要である」としていることは、まさに私達ハッピーの会の日頃の活動のあり方を示唆するものであり、私達の今後の活動に明確な指針を得た思いである。</p> <p>私達ハッピーの会は、この市の施策実現に共に考え「地域通貨」が、少しでも役に立つべく、この普及に力を注いでいこうと思っている。</p>		
15	118 135	3	5	1 4	○土地利用の区分 (2)新市街地の整備(まちづくり推進課)	<p>・柳瀬川水辺都市ゾーンの見直しを 上記のゾーンに指定された地域は、斜面林と湧水地そして田園地帯で構成され、貴重な自然環境を形成しています。この自然環境は、富士見市民だけでなく、柳瀬川流域に住む人々にとって貴重な財産です。柳瀬川流域は、高度経済成長期以降に多くの田園地帯が市街化区域となったため、水子地区は柳瀬川流域において唯一の田園地帯になっています。富士見市の税収や農業の後継者不足を考えると、この地域を開発する理由も理解できますが、東京に近いわりには自然豊かである富士見市の特色を失ってほしくないと思います。</p> <p>以上の理由により、柳瀬川水辺都市ゾーンについて反対致します。</p>	原文のとおりとしますが、自然環境との調和に十分配慮して参ります。	柳瀬川水辺都市ゾーンについては、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めるため、第3次基本構想から位置付けているものです。今後も、市の均衡ある発展を期するため、事業推進策の検討を進めていきますが、13ページ、第5節「土地利用構想」で示している3つの基本方針、116ページ、大柱「計画的な土地利用の推進」など、本市の土地利用の基本的な考えを踏まえ、自然環境との調和に十分配慮したまちづくりを進めて参ります。
16	122	3	5	2	水と緑の保全と活用	<p>まちづくりにとって自然環境の保全と生物多様性の保全はセットである。自然環境が保全されている所は生物多様性が豊かでバランスよく保たれているといえる。自然環境は高い付加価値がともなっており、老若男女問わず自然の果たす役割は大きく次世代に継承しなければならない(現状と課題)。保全策を今すぐに考えていく必要性に迫られている。それは針ヶ谷のまちづくりをみれば納得がいくだろう。</p>	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で取り組んで参ります。	8ページの基本理念に「人と自然が共生するまちづくり」を、また、14ページ土地利用構想に「自然と共生し、後世に引き継ぐ」を土地利用の基本方針として掲げ、ご意見の趣旨は、この部分に含まれていると考えております。具体的な保全策は、123ページ(1)「自然環境の保全」の中で示した取り組みのほか、計画推進の中で検討して参ります。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
17	122	3	5	2	水と緑の保全と活用	緑地はコンクリートになり無機質で市の原風景をとどめていない。市をふるさとといえるまちづくりこそ富士見らしさである。どこにでもあるまちを求めているのではない。今ある身近な自然こそ今問われという。そこには夢があり、安心な農作物の旬を味わうことも出来る。湧水も豊富であるが、生かされていない。自然の贈り物である湧水の活用と緑地・農地は富士見をビジュアルするにはもってこいである。宝の生かし方に知恵を絞ってほしい。もっと足で市内を歩き、声を出してほしい。※市民意識調査結果(H9～18)住みにくい理由・・・道路や下水道として歩道が狭い、道路が少ないがあり、生活道路の整備で都市計画道路ではない。 ※緑や公園が少ないことが上位であり、このことによりと向きあうこと。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。	首都近郊でありながら豊かな自然を有する富士見市らしさを今後も大切に、基本理念、土地利用構想で掲げた「自然との共生」を前提に、自然環境と都市の魅力が調和したまちづくりを目指して参りたいと思います。また、道路や公園に対するご意見は、市民意識調査、地域別の懇談会等でも多く出されておりました。これらの意見を踏まえ、計画づくりを進めて参りました。計画の推進にあたりまして、市民の皆様から頂いた意見は十分に検討して参ります。
18	130	3	5	3	(3)温室効果ガス削減対策の推進(環境課)	●白熱電球の撤廃 *第5次基本構想・前期基本計画(案)の該当ページ:第3部第5章第3節4(3)温室効果ガス削減対策の推進(130頁) 地球温暖化対策のため、公共施設で使用している白熱電球は、特殊な用途を除き、撤廃し、電球型蛍光灯やLED電球に交換する。案では防犯灯LED化については明示しているが、その他の照明については定かでない。また、市民に対しても、白熱電球の早期撤廃を呼びかける。 2008年4月、経済産業省が、2012年(平成24年)を目途に、白熱電球の製造・販売をやめるよう求め、大手メーカーも、これに呼応し、製造中止・縮小を進めているところである。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。	防犯灯以外のLED化など温暖化対策の取組みは、計画推進の中で検討して参ります。
19	130	3	5	3	(3)温室効果ガス削減対策の推進(環境課)	「防犯灯のLED化」が「温暖化対策」に掲げられているが、本来「防犯灯」は街路灯であり、夜間の安全な通行・夜間防犯であり、「防犯灯のLED化」は耐久性に優れていることから消灯防止対策、したがって維持管理(灯火具取替え費用節減等)においても有効で、先ずもって本来の機能面の向上から掲げられるべきである。「温暖化対策」は副次的な効果といえる。 「防犯灯のLED化」が「温暖化対策」に掲げられている背景に、基本構想策定過程における最初の発想部署への配慮があるとすれば、本来転倒である。同種の問題が他に無いのか、点検を提起する。	原文のとおりとしますが、今後の計画推進にあたり、ご意見の趣旨を踏まえながら取り組んで参ります。	防犯灯LED化につきましては、「温暖化対策」以外に防犯灯が持つ機能向上にもつながるもので、今後も防犯灯本来の機能向上に努めて参りますが、基本計画では、低消費電力、長寿命といったLED照明の特性から「温暖化対策」の一環として掲げました。
20	157～	3	6		市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち【第6章全般】	●電子自治体基本構想 *第5次基本構想・前期基本計画(案)の該当ページ:第3部第6章ほか全般。 20世紀末から21世紀にかけての情報通信技術革命は、社会・経済に歴史的・構造的な変化をもたらしつつある。物心つく頃からパソコン、ケータイ等の情報通信機器に触れているデジタルネイティブ世代(おおむね平成世代)が成人を迎えつつある中、今後10年を展望する第5次基本構想は、電子自治体基本構想としての側面をもつ必要があろう。	貴重なご意見として賜ります。	164ページ、2「現状と課題」において、ICTを活用した行政サービス拡充の重要性を示しています。また、166ページに「計画的な総合行政の推進」の施策の内容として、(3)「電子市役所の推進」を掲げ、高度情報化社会への対応を進めて参ります。
21	157～	3	6		市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち【第6章全般】	イベント、講座等の参加者アンケートは、紙によるだけでなく、ケータイ対応のフォームを用意しておき、その場で、又は、後刻、参加者が送信できるようにする。アンケート結果は、数日中に集計し、サイトで公開する。	貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。	個別具体的な取組みは、今後計画を推進していく中で費用対効果も含めて検討して参ります。
22	157～	3	6		市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち【第6章全般】	市民参加の電子化、アナログとデジタルとのハイブリッド化についても、実験的な取り組みを積極的に展開していく必要がある。 例えば、電子審議会等であり、いくつかの形態が考えられる。 一つは、従来型の審議会等の委員の一部を電子委員とし、原則として、会議には出席せず、サイトで会議録・会議資料を閲覧し、メールで意見等を出し、会議上でその意見等を紹介する。 もう一つは、委員の全部を電子委員とし、サイトで会議資料を閲覧し、電子掲示板、メーリングリスト等で意見交換する。 あるいは、同一の所管事項について、従来型の審議会等と全部が電子委員の審議会等とを併置し、それぞれで検討し、必要に応じ、双方の意見交換を行う。	貴重なご意見として賜り、他自治体の取組みなどを研究して参ります。	市民参加の電子化は、審議会などに参加できない方からもご意見を伺う有効な方法と考えますので、他の自治体の取組みなどを調査、研究して参ります。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
23	157～	3	6		市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち【第6章全般】	<p>不特定多数の市民が参加できる電子公聴会も開催する。投稿が常時可能か特定の期間のみか(常時型/臨時型)、話題は市政全般か特定の課題のみか(一般型/特定型)等により、様々な形態が考えられる。</p> <p>従来型の審議会、公聴会等は、特定の日に特定の場所で開催されるため、参加が困難な人も少なくない。電子化することにより、インターネット接続環境があれば、いつでもどこでも参加が可能となる。</p> <p>法人たる富士見市の電子化・ハイブリッド化と同時に、地域たる富士見市、地域社会としての富士見市の電子化・ハイブリッド化も重要である。これは、市主導よりも、市民主導、市と市民との協働がよい。1990年代後半、パソコン通信で情報交換・交流を進めた「ふじみ-ねっと」は、その先駆的な例である。近年の状況に照らせば、地域ソーシャルネットワークワーキングサービス(地域SNS)の構築等が考えられる。</p> <p>(参考事例)財団法人地方自治情報センター「平成18年度電子自治体ベストプラクティクス」から3件 Web2.0を先取りした住民参加型ポータル www.lasdec.nippon-net.ne.jp/its/bestpractice/advance/c1.html 2002年～、岩手県紫波郡紫波町(www.town.shiwa.iwate.jp/)。 Web利活用による電子町内会で地域コミュニティの活性化を図る www.lasdec.nippon-net.ne.jp/its/bestpractice/original/n1.html 2002年10月～、市民情報化サイト(岡山市電子町内会・連合町内会)(townweb.e-okayamacity.jp/)。 地域SNSが可能にしたコミュニティの再生 www.lasdec.nippon-net.ne.jp/its/bestpractice/original/p1.html 2004年度～、熊本県八代市、ごろっとやっちょろ(www.gorotto.com/)。</p>	同上	同上
24	158	3	6	1	市民自治の推進	<p>地域の編成の見直しをする その分野によってブロックの分け方がまちまちだったり、その大小の差もかなりあるので、小学校区ごとなどわかりやすく分けて防災、地域福祉計画につなげるようにする。</p>	<p>貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。</p>	<p>まちづくり単位のあり方については、第5次基本構想・前期基本計画では、159ページ(1)「市民参加・協働の推進」の主要事業として、新規で「地域まちづくり推進事業」を位置付けております。今後、日常生活圏や歴史的経緯、地域の皆様の意向なども踏まえ、計画推進の中で、まちづくり単位を検討して参りたいと考えております。</p>
25	160	3	6	1	(3)町会活動の支援(協働推進課)	<p>●町会等の改革と支援 *第5次基本構想・前期基本計画(案)の該当ページ:第3部第6章第1節4(3)町会活動の支援(160頁)等 町会、自治会等、地縁による団体(以下「町会等」という)は、身近な地域からのまちづくりに取り組む民間団体、住民自治組織であり、特に権限や財源はないが、「零細自治体」といえる。 町会長・副町会長は、富士見市町会長及び副町会長設置規則により、非常勤・特別職の職員として委嘱されている。民間団体でありながら、そのトップは公務員であるという奇妙な制度である。かつて、自治体の首長を大臣の下部組織に位置づけていた機関委任事務をほうふつさせる。住民自治組織を半官半民化・下部組織化するような委嘱制度は、廃止すべきである。</p> <p>各町会等においては、単純に二者択一できるものではないが、「大きな政府/小さな政府」論と同様、身近な地域からのまちづくりを積極的に担っていき「大きな町会等」をめざすか、最小限の活動にとどめる「小さな町会等」をめざすか、議論するとよい。</p> <p>町会等が自発的な活動に十分な労力・時間を確保できるよう、市は、町会等への依頼、委託業務を全面的に見直し、精選する。また、市は、「〇〇-1目をきれいにする会」のような特定地域の特定課題に取り組む団体の結成・活動の奨励等、町会等がその活動をアウトソーシングしたり、他の町会等、NPO・市民団体、企業等と協働したりできるよう支援する。</p> <p>加入率向上や活動の活性化には市政への市民参加推進と同様の困難さを伴うが、市と同様、先例踏襲の旧態依然とした運営から脱却し、その活動の全面的な見直し(事業仕分け)と不断の改革・改善、その電子化・アナログとデジタルとのハイブリッド化による運営の透明化、情報の共有・住民参加・協働の原則による運営が必要である。役員の後継者不足の問題は、組織改革により、役員を増員し、役員一人当たりの業務量を最小化して、より多くの会員で分担する。</p> <p>また、町会等運営における男女共同参画の推進を啓発・推奨する。56町会の町会長・副町会長112名のうち、女性は若干名にとどまる。委嘱制度の下では、審議会等委員同様、女性比率の数値目標を設定する。</p>	<p>貴重なご意見として賜り、計画推進の中で検討して参ります。</p>	<p>今後のまちづくり、地域コミュニティの活性化といった点では、町会の重要性はますます高くなると考えております。また、基本計画では、地域が主体となって取り組む新たな組織づくりを主要事業として掲げております。ご意見については、今後、「町会活動の支援」を推進していく中で、検討して参りたいと考えております。</p> <p>なお、ご意見の後段、「町会長・副町会長の女性比率」については、「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」で数値目標を設定し、取り組んでいるところでございます。</p>

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
26	161	3	6	1	(4)情報提供の充実(秘書広報課、政策財務課、総務課)	今後、ますます、市と市民・社会とのインターフェースである市公式サイトに対する評価が、市政に対する評価に直結するようになる。 第3部第6章第1節4(4)情報提供の充実(161頁)で、ホームページアクセス件数の数値目標が掲げられているが、その定義が不明である。サイト全体かトップページのみか、ページビューかビジットかによって大きく異なる。そもそも、市と市民との情報共有の指標として、アクセス数がどこまで有効か疑問である。アクセスの多くが他の自治体職員、研究者その他市外の人の可能性もあるからである。 市民意識調査で、ホームページの満足度についても質問しているが、わからないが半数を占めている。市公式サイトを利用したことがあるか、どの程度の頻度で利用しているか、どこを見ているか等について、別途、調査が必要である。 市公式サイトについては、昨年7月の事業仕分けで、事業仕分け人から、コンテンツが乏しい、広報紙との役割分担が不明確等の評価を受けている。今年6月に全面リニューアルされたが、内容は、おおむね以前のものを継承しており、以前からの不備や悪化した点がある。具体的には、富士見市公式サイトのある方(2010年7月)等で、担当課等へ提言しているところである。 その中でも述べているが、出前講座(富士見市協働によるまちづくり講座)等、情報・知識・学習機会の提供サービスについては、その開催告知や申し込み手続きだけでなく、教材等もサイトで提供し、その場でサービス自体を受けられるようにする必要がある(eラーニング)。	原文のとおりとしますが、ご意見の趣旨は、計画を推進していく中で検討して参ります。	成果指標の「ホームページアクセス件数」は、トップページのアクセス件数を指します。これは指標が客観的に把握でき、他市でも多く採用していることから、事業の見直し検証時に他市比較など、幅広く分析ができるため採用したものです。 なお、情報提供を充実させるため、本年6月にホームページを全面リニューアルしました。引き続き、分かりやすい情報提供に努めて参ります。 また、出前講座の教材のサイトでの提供につきましては、今後計画推進の中で検討して参ります。
27	161	3	6	1	(4)情報提供の充実(秘書広報課、政策財務課、総務課)	議会映像のインターネット配信システム事業について、23年度からの映像配信実施と理解してよいか？映像は、議場全体が随時映し出される(居眠り議員も映る)と理解してよいか？	原文のとおりと実施段階で検討して参ります。	平成23年度中に実施できるよう進めて参ります。具体的な内容については、今後検討して参ります。
28	166	3	6	2	(2)民間活力の活用(政策財務課)	指定管理者への移行、民間委託の推進、非常勤嘱託職員の活用等を引き続き掲げるのであろうが、市の基本構想所管部署へ、市の業務に従事する人材の人数を照会しても「一般職員」数しか提示出来ず、臨時職員・非常勤嘱託職員等の総数すら答えられない。 市の行政サービスが、幾人の人びとで支えられているかを明らかに出来ない「要員」、つまりは単なる「人件費」勘定に計上される人数のみを人として認識している冷血な行政姿勢で「ひととまちがキラリとかがやく」将来都市像が描けるのか？全面的に再考を提起する。	ご指摘を受け止め、まちづくりを進めて参ります。	164ページ、2「現状と課題」とおり、市民サービスの向上と行政の効率化を目指し、今後も計画的に民間活力の導入を図る必要があると考えております。まちづくりは、市民同士や市民と行政がお互いに連携し支え合い成り立っていると考えております。市民、職員が丸一丸となって、将来の富士見市が「キラリとかがやくまち」になるよう努めて参ります。 なお、臨時職員等の人数については、後日改めてお答えした通りです。
29	166	3	6	2	(2)民間活力の活用(政策財務課)	指定管理者への移行、民間委託の推進、非常勤嘱託職員の活用等に関連しア、生活保護基準を下回る給与は無いと言えるのか。 イ、公契約条例制定の検討は行なわれたのか。 市の行政サービスを支える人々は少なくとも生活保護基準を下回る給与は存在しない事を明確に位置づけるよう提起する。	原文のとおりとしますが、ご意見の趣旨は、今後の計画推進にあたり、十分留意して参ります。	ご質問のアについては、民間委託は各事業者において法に基づき対応されており、市が雇用する非常勤嘱託職員については近隣自治体の動向等を参考として改善に努めています。イについては、まず国において法制化を図ることが必要と考えています。今後とも国や他市の動向を注視して参ります。ご意見については、8ページに「…市民生活優先のまちづくり」を基本理念として掲載しており、その趣旨を盛り込んでいます。
30	169 170	3	6	3	(1)財政運営の健全化(政策財務課) (2)自主財源の確保(政策財務課、収税課)	財政について、僅か2ページ、しかも具体性のあるものは、コンビニ納税実施程度。肝心の「分析」「見直し」は明らかでない。 地域説明会の中で、2～3画面をチラッと見せられたが、記憶に残る間もないもので、「基本構想」における「財政」の位置づけを如実に物語っている。指摘されてから大慌てでホームページに追加アップロードしても遅い。27ページの資料しか渡されていない者にどのように責任を負うのか。 財政の伴わない構想は構想足りえず、改めて「案」提出を提起する。 また、表紙に「パブリックコメント用」と記載されていたと記憶するが、職員用・議員用とかで記載内容を異にするのか。この面からも再度改めて提示しパブリックコメントの募集を提起する。	資料として、計画書に掲載して参ります。	財政見直しについては、並行して推計作業を進めてきました。財政状況、一定期間の推計を第5次基本構想・前期基本計画に添付し、市民の皆様にもお示しして参ります。 パブリックコメントは本冊が対象ですが、説明会は時間的な制約も踏まえて概要版で行っています。 また、基本計画に掲載した主要事業は、財政状況(推計)を考慮して、毎年度策定する実施計画の中で調整して参ります。 パブリックコメント用としてお示した第5次基本構想・前期基本計画は、庁内、市民会議、審議会等で検討・協議し作成した案そのものです。
31	176	4	-	-	用語解説	用語解説について、主に使われているページくらい掲載することを求める。一方で、パブリックコメント応募に構想(案)のページ記載を求めるのは一方的とは思わないのか。	編集にあたって市民に分かりやすく掲載して参ります。	用語解説は、該当ページの欄外に標記するなど、製本にあたり市民の皆様が分かりやすい掲載を検討して参ります。 また、パブリックコメントにあたり、ページ記載をお願いしたのは、ご意見の部分に相違が生じないようお願いしたものです。

番号	頁	部	章	節	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
32	-	-	-	-	その他	市ホームページにおける第5次基本構想(案)の掲載について、10月14日午後10時現在、ホームページの何処に掲載されているのか、パブリックコメントのページには見当たらない。募集は締め切られては居ない筈だから、「終了した案件」に載っていないのは理解できるが、「新着・注目情報」の一覧にも載っていない。よって、当該ページは示せない。(元々分散した細切れだけのホームページ掲載は使い便りが極めて悪い。)	—	パブリックコメントについては、9月8日から10月8日の1ヶ月間行って参りましたが、地域説明会の日程がパブリックコメント募集期間の後半となり、大変ご迷惑をお掛けしました。
33	-	-	-	-	その他	次の点については基本構想などに関わっての感想や要望ですが、協働のまちづくりというなかで今後検討していただけたらと思います。 いくつかの会議の委員をさせていただいたりしておりますが、委嘱されてもほとんど欠席の方、また出席されてもほとんど発言のない方が多いように思います。また団体からの代表とはいうものの、団体の長・団体での話し合いで決まった方なのか、その方に単に団体の名前がついているからなのか、人選の基準がよくわかりません。 私は公募の立場が大半ですが、私だけでなく他の公募の方々も応募書類を提出するなどして選んでいただいている分、どの会議でも活発な意見を出していると思います。つきましては、審議会などの委員についてはきちんと出席できて市民のためになろうとする意欲のある方に委嘱して欲しいと思います。 また、社会教育委員では他の委員は「3期まで続けてください」のような状況に対して、公募は「1期で次の方に交代です」のような扱いでした。同じ市民の立場なのにこの差はおかしいと思いました。	—	ご意見の内容については、今後の市民参加・協働のまちづくりを進めていくうえで十分検討させていただき、改善できるようにして参りたいと考えます。